

下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化推進の一環として、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（以下「容器」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内で生ごみ堆肥化容器購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「容器」とは、次に掲げるものをいう。

(1) A型処理容器 生ごみの堆肥化に際して、土地を必要とする処理容器又は微生物の使用により、土地を必要としない簡易なもの

(2) B型処理容器 生ごみの堆肥化に際して、電気式等で生ごみを攪拌するなどし、機械的に生ごみの自然発酵等を促進するもの

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。

(2) 容器を購入し、これを市内に設置していること。

(3) 容器を生ごみの減量化及び堆肥化のために適正に維持管理することができること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、容器1基につき購入費の2分の1に相当する額とし、A型処理容器については3,000円、B型処理容器については20,000円を限度額とする。この場合において1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象基数の上限等)

第5条 補助金の交付対象とする容器の数は、1世帯につき2基までとする。ただし、B型処理容器については、1基を限度とする。

2 補助金を受けた容器が破損等により使用できなくなり、新たに容

器を購入する場合は、前項の範囲内で補助の交付対象とすることができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、容器の購入の日から起算して1年以内に生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第2条に規定する容器の購入に係る領収書(様式第2号)又はこれに代わる書類

(2) 第5条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ堆肥化容器使用不能申出書(様式第2号の2)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を生ごみ堆肥化容器購入費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、書面により当該補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付決定及び額の確定はなかったものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 第7条第1項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付

を受けようとするときには、請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求額を交付するものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けようとし、又は受けた者があるときは、その決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（調査等）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする者又は受けた者に対して、当該事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

（容器の譲渡等の禁止）

第13条 補助金の交付を受けた者は、当該容器を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

（要綱の失効）

3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、

令和4年度以前の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。